

但申上候ハ奉恐入候得共、右四宿其外入組場所者勿論、都御府内と御定之在町之分ハ、市中同様之取計ニ相成候ハ、追年下女下男、其外市中荒働致候出稼之者、差支申間敷、下々弁利之様奉存候間、可相成御儀ニ御座候ハ、御府内在町ハ、市中と一束ねニ町役人送書ニ而通路仕候方、弁利之様奉存候此儀御聞濟ニ相成候共、御府内在町と限候儀ニ付、猥ニ相成候筋無御座様奉存候

本文境

- 東 砂村 龜戸村 木下川村 隅田村迄
- 西 代々木村 角筈村 戸塚村 上落合村迄
- 南 上大崎村 南品川御支配場限、上落合村迄
- 北 千住筋 尾久村 瀧野川 板橋宿迄

四宿井在町支配入組候場所全出生之者ハ、伺之通取計縦令右場所ニ店持居候共、他村出稼之者ハ、免許狀取店貸可申候、

地勢

〔江戸方角安見圖鑑〕按に云ク、當地繁昌有由哉、土地方角扶桑無比、地理尤勝たり、先金城東面に於て朝日を請け、南方を開ひて陽氣を入レ、西北高して陰を蜜ス、蒼海の入江在て、万國の運送自由也、要害を以テ謂之、東ハ海岸にして、諸候列臣館を並べ、西は武藏野平々として、千有餘里の曠野たり、南に多波川の落るあり、北に十根入間の大河流る、又云、東海道には箱根山峻、馬入に相模川あり、中山道に白井峠嵩て、戸田の渡り角田川に流出る、如此の地理自然と備て、更に不儲所也、

〔日本地誌提要〕東京形勢 武藏國豊島荏原葛飾三郡ニ跨ル、東南裏海ヲ抱キ、西北沃野ニ連リ、墨田川其東ヲ繞ル、市街廣壯、車馬絡繹漕運共ニ便ニシテ、百貨此ニ雲集ス、元江戸ト號ス、明治元年戊辰百二十八年 陸テ東京トナシ、乘輿東臨ス、